

令和2年小野町議会11月第1回会議

議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第6まで同じ〕
- 日程第 5 議案第79号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第80号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案の委員会付託
- 日程第 8 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 9 委員長の報告に対する質疑
- 日程第10 議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第12まで同じ〕
- 日程第11 議案第79号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第80号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
5番	渡邊直忠君	6番	会田明生君
7番	吉田康市君	8番	宗像芳男君
9番	水野正廣君	10番	久野峻君
11番	竹川里志君	12番	田村弘文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 大和田 昭 君 副 町 長 阿 部 京 一 君
教 育 長 西 牧 裕 司 君 総 務 課 長 吉 田 浩 祥 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 石 井 一 一 次 長 二 瓶 淳
書 記 清 水 綾 子 書 記 佐 藤 理 恵

開議 午前 9時55分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから、令和2年小野町議会11月第1回会議を開きます。

なお、会議規則第9条第2項の規定により開議時刻を繰り上げ、ただいまから会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

8番 宗 像 芳 男 議員

9番 水 野 正 廣 議員

を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、11月第1回会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

5番 渡邊直忠議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 渡邊直忠君登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡邊直忠君） 本日午前9時より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和2年小野町議会11月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

また、議案の採決方法について、議案第78号から議案第80号までについては簡易採決により行うことといたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、11月第1回会議の日程は、本日1日限りといたします。

また、議案の採決方法について、議案第78号から議案80号までについては簡易採決により行うことといたします。

会議日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第78号～80号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第80号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまで、3議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第78号～80号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 令和2年小野町議会11月第1回会議が開催されるに当たり、議員各位には公私ともにご多忙の中、ご出席を賜り衷心より感謝を申し上げます。

本11月第1回会議にご提案申し上げる案件につきましては、条例改正案件3件となっております。
町政執行上、緊急かつ重要な案件でありますことから、お集まりいただいたところであります。よろしく
お願いいたします。

それでは、提出議案に係る提案理由をご説明申し上げます。

議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い所要の改正を行うもので、本年12月
に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の162.5に改め、公布の日から施行し、令和2年12月
1日から適用するものです。

また、令和3年度以降に支給される期末手当の支給割合を均等に配分するため、期末手当の支給割合を100
分の162.5から100分の165に改めるもので、令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第79号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につい
てであります。議案第78号同様、本年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の162.5
に改め、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用するものです。

また、令和3年度以降に支給される期末手当の支給割合を均等に配分するため、期末手当の支給割合を100
分の162.5から100分の165に改めるもので、令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第80号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は令和2年
10月26日付福島県人事委員会の職員の期末手当及び勤勉手当に関する勧告に基づき、民間給与の支給状況等を
踏まえまして、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものであります。

改正内容につきましては、本年12月に支給される職員の期末手当の支給割合を100分の127.5から100分の
122.5に改めるとともに、再任用職員につきましては、期末手当の支給割合を100分の70から100分の65に改め
るもので、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用するものであります。

また、令和3年度以降に支給される期末手当の支給割合を均等に配分するため、期末手当の支給割合を100
分の122.5から100分の125に改めるとともに、再任用職員につきましては期末手当の支給割合を100分の65から
100分の67.5に改めるもので、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第78号から議案第80号までの条例の一部改正3案件につきましてご説明申し上げましたが、細部
につきましては、副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますよう
お願いを申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第78号～議案第80号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第80号 職員の給
与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第78号から議案第80号までの3議案について質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第7、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧願います。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休議といたします。

直ちに各部常任委員会を開催していただき、ただいま付託した議案の審議をお願いいたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時31分

○議長（田村弘文君） 再開いたします。

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第8 総務文教常任委員会より、付託事件の審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

9番 水野正廣委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（水野正廣君） 令和2年小野町議会11月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い所要の改正を行うもので、本年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の162.5に改め、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用するものです。

また、令和3年度以降に支給される期末手当の支給割合を均等に配分するため、期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の165に改めるもので、令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第79号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、本年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の162.5に改め、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用するものです。

また、令和3年度以降に支給される期末手当の支給割合を均等に配分するため、期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の165に改めるもので、令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第80号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和2年10月26日付福島県人事委員会の職員の期末手当及び勤勉手当に関する勧告に基づき、民間給与の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものです。

改正内容としましては、本年12月に支給される職員の期末手当の支給割合を100分の127.5から100分の122.5に改めるとともに、再任用職員については期末手当の支給割合を100分の70から100分の65に改めるもので、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用するものであります。

また、令和3年度以降に支給される期末手当の支給割合を均等に配分するため、期末手当の支給割合を100分の122.5から100分の125に改めるとともに、再任用職員については期末手当の支給割合を100分の65から100分の67.5に改めるもので、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上が令和2年小野町議会11月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第9、総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第78号～議案第80号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第80号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまで、3議案を一括して議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第78号から議案第80号まで3議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第78号から議案第80号までの討論を終わります。

◎議案第78号～議案第80号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第80号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまで、3議案についてお諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第78号から議案第80号までの3議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、11月第1回会議の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前10時39分